



5 6 5 令和3年11月

NEWS



NPO 法人 横浜発明振興会

今月の行事

12月「ハマ発明教室」

と き 令和3年11月14日(日)
午後1時30分～4時30分
ところ セルテ 9階901会議室
横浜市中区真砂町3-33
(JR 関内駅北口 徒歩1分)

第一部：作品発表とディスカッション

第二部：発明研究会

① 「改正意匠法について」

講師：齋木隆士氏

② 「特許の拒絶理由通知を受けた時の
対処について」

進行役：副会長 小林芳人氏

(1)先月に続き集合型の開催ですが、新型コロナウイルス
感染防止にご協力願います。

① 接触感染防止の為、資料は事前にメール等で
送信します。各自印刷の上ご持参願います。

② 常時マスク着用。③入室時検温・手指消毒。

(2)個別事情で会場への参加が難しい会員の方
にオンライン中継します。

12月のハマ発明教室 予告

と き 令和3年12月12日(日)
午後1時30分～4時30分
ところ セルテ 8F及び9F会議室
横浜市中区真砂町3-33(JR 関内駅前)
第一部 創立60周年記念式典(8F)
第二部 祝賀懇親会(9F)

現代の名工 150人

緻密な技 子ども心忘れず

宝飾加工・三塚晴司さん

厚生労働省は5日、各分野で卓越した技能を
持つ「現代の名工」に今年は150人を選んだと
発表した。

宝飾品を50年近く加工してきた東京都の
三塚晴司さん(70)は、緻密な技術に加え、子
供にもものづくりの楽しさを教えてきた実績が
評価された。

約20年前に参加した「技能グランプリ」で
犯したミスをおぼろげに忘れない。金属加工の課題で
穴を七つあけるべきところを、八つあけて受賞
を逃した。「忘れっぽくて、おっちょこちょい
で、ミスばかりしてきた人生」と笑う。

アルバイトを転々としたのち、23歳で宝飾
品加工の仕事に出会い、「楽しい、一生の仕事に
したい」と思った。同じデザイン画をもとにし
ても完成品は十人十色だ。職場の同僚10人と
速さやうまさを競い合ううちに腕が認められ、
やがて指導する側にまわっていた。

1990年に独立して会社を設立。自分だけ
の特別な宝飾品を求める人の要望に応じてき
た。依頼者の雰囲気や性格、趣味といったもの
を考えながら作業する。いかに似合うものがで
きるかに挑むのが楽しい。

小中学校でもものづくり教室を定期的に開く。
糸ノコギリで鉄板が切れた瞬間、子どもたちが
見せるうれしそうな顔がたまらない。自分自身
がものづくりを楽しんでいる原点も、そこに
見いだす。「一つの作品を作るのが楽しい。次の
作品に取りかかるとまた同じように楽しい。忘
れっぽいからこそ、ずっと子どものように楽し
めるのかも」
.(朝日新聞11月6日)

第 630 回ハマ発明教室(日曜発明教室)報告

10月10日(日)に横浜市青少年育成センター・第一研修室にて、リアル&ZOOMで開催しました。

出席者:15名(内ZOOM参加2名)

○第一部 第48回ハマ発明教室発表作品展示コンクール

- | (作品名) | (発表者) |
|---------------------------------------|---------|
| 1) 両面テープ剥離紙剥がし具 | 伊藤 昇氏 |
| 2) スクロールシール | 小林 芳人氏 |
| 3) 曲げて使うまな板シートⅡ | 〃 |
| 4) 指当て具 | 〃 |
| 5) 室内用物干し | 小峰 一男氏 |
| 6) マスクスペーサー:
マスクを快適に | 鋸屋 卓明氏 |
| 7) WEB面接用ライト | 〃 |
| (テレワーク、WEB会用照明器具) | |
| 8) 家庭菜園用
「ナメクジ・キャッチャー」 | 〃 |
| 9) 簡易掃除スリッパ | 大庭 實氏 |
| 10) ガーデン枯れ葉収集
(ゴミ)袋用インサート | 〃 |
| 11) 指操作不要 踵ピック靴ベラ | 桑井 旭氏 |
| 12) 直角壁や対向壁に突っ張る
斜め突っ張り棒 | 〃 |
| 13) 1本10役キッチンオープナー | 〃 |
| 14) エバーグリーン(手間いらず
メンテナンスフリー常緑植物容器) | 中丸 和行氏 |
| 15) 傘袋付き折りたたみ傘 | 丸山 二三子氏 |

○投票数 30票の結果、次の方に賞が決まりました。

『最優秀賞』6票

- 1) 両面テープ剥離紙剥がし具 伊藤 昇氏



『優良賞』

- 13) 1本10役キッチンオープナー 5票
桑井 旭氏

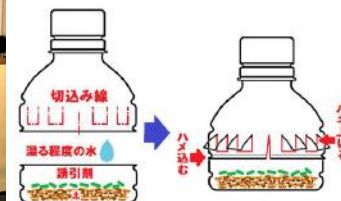


- 15) 傘袋付き折りたたみ傘 5票
丸山 二三子氏

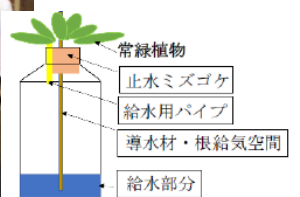


『奨励賞』

- 8) 家庭菜園用
「ナメクジ・キャッチャー」 3票
鋸屋 卓明氏



- 14) エバーグリーン 4票 中丸 和行氏
(手間いらずメンテナンスフリー常緑植物容器)



○第二部 発明研究会

「特許講座(進歩性判断における動機づけなど)」

小林芳人氏

(副会長、IPCC 元特任調査員)

会員に特許の知識を深めていただき、発明の質や創造力を高めるのに役立ててもらいたいとの思いで特許の法的根拠の基本である発明の要件や技術的思想、特許と実用新案の違い、新規性・進歩性(具体例含む)などについて説明をしていただいた。



1. 発明の要件(第2条)

「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。「発明」が特許されると特許権が与えられ、一定期間、独占的に実施が許される。「発明」には、以下4つの要件がある。

要件① 自然法則を利用していること:「自然法則」とは万有引力の法則、エネルギー保存の法則など自然界で経験的に見いだされる物理的・化学的、生物的法則をいう。自然法則ではないものとして、経済法則、商売方法、会計上のルール、数学アルゴリズム、芸術、特技、ゲームなどがある。

要件② 技術的思想であること:「技術」とは一定の目的を達成するための具体的手段である。技能とは異なり他人に伝達できる客観性が必要である。特許法で保護される発明は技術的なアイデアであり、それが具体化した発明品ではない。技術的であるというには反復実施可能性が必要である。反復実施可能性が100%でなくとも当業者による再現が可能であれば足りる。

要件③ 創作であること:「創作」とは新しいことを創り出すことで発見とは異なる。

要件④ 高度であること:「高度である」とは実用新案にこの限定はなく、特許と実用新案を区別する文言と理解してよい。高度か否かは主観的判断でよく、特許要件である「進歩性」を備えていれば足りる。

2. 技術的思想(第2条3項)

発明の種類で権利の効力の及ぶ範囲が異なる。「発明」には、「物の発明」と「方法の発明」がある。また「方法の発明」に、「物を生産する方法の発明」と「物の生産を伴わない方法の発明」がある。

3. 特許と実用新案の違い(比較)

図1に示すように特許と実用新案の違いがある。

	特許	実用新案	○早期登録制度の採用 ○紛争解決は当事者間の判断 ○権利行使は当事者責任で
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定	
実体審査	審査官が審査	無審査	特許出願手数料 出願 15,000円 審査請求16,000円+(4,000円×請求項数) 登録 2,300円+(200円×請求項数)/年(1~3年まで)
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年	実用新案出願手数料 出願 14,000円 登録 2,100円+(100円×請求項数)/年(1~3年まで)
権利になるまで	審査請求から平均26月	出願から3~6月	技術評価書 42,000円+1請求項につき1,000円
費用(登録から3年分)	約20万円	約2万円	
権利行使	排他的権利	技術評価書を表示して警告した後でなければできない	

図1 (出展: 知財ポータル)

4. 新規性の要件(第29条1項;新規性判断)

特許審査において前述の「発明」であることが特許要件として必要ですが、その他の特許要件としては、「新規性」と「進歩性」が必要です。

「新規性」は、ある発明が下記の a~f のいずれにも該当しなければ新規性ありと判断される。

- 公然知られた発明(考案)
- 公然実施された発明(考案)
- 刊行物に記載されている発明(考案)
- 電気通信回線を通じて利用可能な発明(考案)
- 地域的基準
- 新規性喪失(本願)

新規性喪失の例外規定の適用の手続として、

- 出願と同時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出。
- 出願から30日以内に発明の新規性喪失の例外規定適用要件を満たすことの証明の書面を提出。

5. 進歩性の要件(第29条2項;進歩性判断)

進歩性の場合、ある発明を先行技術に基づいて当業者がその発明を容易に思いつくことができなければ進歩性ありと判断される。

その判断の要素には下記の(1)、(2)がある。

(1) 進歩性が否定される方向に働く要素:

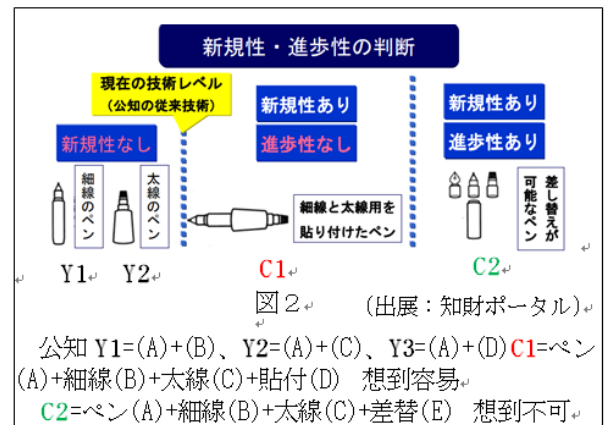
- 主引用発明に副引用発明を適用についての動機付(要因)の判断として、①技術分野の関連性がある、②課題の共通性がある、③作用、機能の共通性がある、④引用発明の内容中の示唆(全文のチェックが必要)等で評価される。
- 主引用発明からの設計変更等。数値限定等。
- 先行技術の寄せ集めで格段に優れた点がない。

(2) 進歩性が肯定される方向に働く要素:

- 有利な効果: 従来よりも優れた結果を出せる。
- 阻害要因: 副引用発明が主引用発明に適用されると主引用発明の目的・効果が縮小されるものとなる。

6. ペンの発明での新規性・進歩性判断の例

図2に示すペンの発明では、C1の発明は新規性があるが通常の知識を有する当業者はその発明を容易に思いつくことができ(想到容易)、進歩性が否定されて拒絶を受ける。一方、C2の発明は当業者がその発明を容易に考え出せない(想到不可)と判断し、新規性と進歩性の要件を満たす。但し、審査官によっては際どい判断となりうる発明事例でもある。





10月の教室の出席者。11カ月ぶりの再会でした。

古川顧問 衆議院選挙当選

当会顧問の古川直季氏は、10月31日に行われた第49回衆議院選挙で神奈川6区から初の立候補をされ、栄えある当選を果たされました。今後は国政の場でますますご活躍されますことを祈念申し上げます。

特許権無効審判 初のウェブ審理

特許権の有効性を争う審判が10月からオンラインにも拡大され、12日に初めてとなる審理が開かれた。新型コロナウイルスの感染状況に影響されず、自宅や社内から審理に参加できるため特許制度の積極利用につながる事が期待される。

12日の審理では、生活用品大手アイリスオーヤマの持つLED照明装置の特許について、パナソニックが無効にするよう求めた。10月中に複数件のオンライン審理が開かれる見込みだ。

審理へのオンライン参加は特許法改正で認められた。従来の審判は、特許権を持つ人・企業と、無効を求める人・企業が東京都心の審判廷に出向き、言い分を主張し合う必要があった。

新制度はウェブ会議システムを通じて、参加者が権利の有効、無効を示す証拠や技術の内容について主張できるようにした。
(読売新聞 10月13日)

標準必須特許「手引き」改訂

ライセンス交渉 特許庁、論点整理

特許庁は標準規格にのっとった製品の製造・販売に必要な「標準必須特許(SEP)」のライセンス交渉に関する手引き2022年春にも改訂する。CASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)の進展などでSEP所有者である通信業界と特許実施者である自動車業界などとの異業種間の紛争が表面化しており、裁判事例を追加するなど充実させる。約4年ぶりの改訂となる見通し。22年3月までに2回の有識者会議を開き、国内外の企業や弁理士事務所、大学への聞き取り調査などと合わせた報告書を取りまとめ、手引きに反映させる。22年春頃の公表を目指す。同手引きは国内外の裁判例や実務動向などを踏まえ

ライセンス交渉に不慣れな当事者にも分かりやすく情報を提供している。改訂版では特許と製品の対応関係などを示した資料(クレームチャート)の提示を義務づけないとするなどの裁判例を示す。特許制度の原則として考えられていた、特定の国で取得した特許の効力がその国のみで有効とする「属地主義」に関わる事例も追加する。

近年、独ダイムラーがシャープやフィンランド・ノキアなどとの裁判に敗訴するなど、異業種間でのSEP紛争事例が多く見られる。「特許権者が部品メーカーではなく最終製品メーカーとライセンス交渉しても良い」といった裁判例が出ている。
(日刊工業新聞 10月19日)

経営戦略に知財活用促す

特許庁 事例紹介動画を配信

特許庁は知的財産を企業の経営戦略に役立てる手法「IPランドスケープ(IPL)」の動画コンテンツ配信を25日10時に始める。企業が新規事業やM&A(合併・買収)に取り組む際にIPLを使うと、競合企業や未経験分野の事前調査に役立つと期待される。

特許庁は大手企業やベンチャーのIPL活用事例を紹介する動画を工業所有権情報・研修館のホームページで公開する。「知財部門だけでなく、経営者にIPLの有効性を理解してもらおう」(特許庁担当者)狙い。例えばブリヂストンは市場分析に活用し、MaaS(乗り物のサービス化)特許出願の全体像を調査した。その結果、米国では配送や運転者支援への出願が多い一方、日本や欧州では充電施設や駐車場などインフラ関連技術に注力していることが分かった。IPLをM&Aの分析に利用した昭和電工や、特定分野の発明者の引き抜きに活用するテスノロジー(東京都港区)などの事例も紹介する。特許庁はIPLを周知するとともに、2022年度にも専門家を企業に派遣し、IPLの活用支援を始める予定だ。

(日刊工業新聞 10月25日)

イベント情報

・第80回神奈川県青少年創意くふう展覧会

11月19日(金)～21日(日)

10時～16時(最終日は15時まで) 入場無料
神奈川中小企業センタービル 14階 多目的ホール
横浜市中区尾上町5-80 (JR 関内駅北口徒歩6分)

・産業交流展 2021

11月24日(水)～26日(金)

10時～18時(最終日は17時まで)

東京ビッグサイト 南1-4ホール 無料(要登録)

事務局だより

新型コロナ感染者の急減により、先月はリアルな教室を開催し、延び延びになっていた年間コンクールを実施できました。今度もリアルで行います。初めての会場ですが、事務局のあるビルの会議室です。12月には同じ場所で創立60周年記念式典を行います。